# 産業競争力強化法に基づく新事業活動計画を認定しました

~電動キックボードの運転時におけるヘルメット着用を任意に~

経済産業省は、産業競争力強化法に基づき事業者から申請された新事業活動計画を令和4年7月 15 日付けで、認定しました。認定した同計画内においては、電動キックボード運転時におけるヘルメットの着用が任意となります。

# 1. 「新事業特例制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「新事業特例制度」は、新事業活動を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案し、安全性等の確保を条件として、具体的な事業計画に即して、規制の特例措置の適用を認める制度です。

事業者が新たな規制の特例措置の求めを政府に照会し、特例措置の設置の可否を 回答した上で、新たな規制の特例措置を設けるための所要の法令改正を行うもので す。

事業者は、創設された規制の特例措置を活用するために、新事業活動計画を作成し、主務大臣に申請し、認定を受けることで、新たな規制の特例措置を活用した新事業活動を行うことが可能となります(本件の場合、事業所管省庁は経済産業省、規制所管官庁は国家公安委員会及び国土交通省となります)。

### 2. 新たな規制の特例措置について

現状、電動キックボードの運転時には、ヘルメットの着用が義務となっています。また、電動キックボードは道路交通法上の原動機付自転車に分類されており、車道(車両通行帯の設けられた道路においては、最も左側の車両通行帯。車両通行帯の設けられていない道路においては、道路の左側)を通行することとされています。

令和3年1月25日、事業者より、下記の特例措置の整備について要望がありました。

- 普通自転車専用通行帯の走行を認めること。
- 自転車道の走行を認めること。
- 自転車が交通規制の対象から除かれている一方通行路の双方走行を認めること。

その要望を踏まえ、規制所管官庁において、上記の点に関する特例措置が整備されました。

### 3. 今般認定した新事業活動計画の概要について

株式会社サンオータス、SWING 株式会社、株式会社アド近鉄、BEAM MOBILITY JAPAN 株式会社、Y'S 商会から申請のあった新事業活動計画に関して、産業競争力強化法第9条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、令和4年7月15日付けで、新事業活動計画の認定を行いました。

これにより、株式会社サンオータス、SWING 株式会社、株式会社アド近鉄、BEAM MOBILITY JAPAN 株式会社、Y'S 商会に関しては、新たな規制の特例措置を活用することが可能となり、新事業活動を実行できるようになりました。(新事業活動計画の内容については、別紙を御参照ください。)

### 4. 申請者の概要

#### ①株式会社サンオータス

代表者: 北野 俊

所在地: 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-15 太田興産ビル新横浜 9 階

申請日: 令和4年6月 16 日 新事業活動計画の実施期間

開始時期:令和4年7月終了時期:令和6年4月

#### ②SWING 株式会社

代表者: 金 兄山

所在地: 東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル1·SPACES

申請日: 令和4年6月 17日 新事業活動計画の実施期間

開始時期:令和4年7月終了時期:令和6年4月

### ③株式会社アド近鉄

代表者: 杉本 昌弘

所在地: 大阪府大阪市天王寺区生玉町3-10

申請日: 令和4年6月 17日 新事業活動計画の実施期間

開始時期:令和4年7月終了時期:令和6年4月

### ④BEAM MOBILITY JAPAN 株式会社

代表者: アラン・ジュリアン・ジアング

所在地: 東京都新宿区揚場町 1-18

申請日: 令和4年6月 17 日 新事業活動計画の実施期間

開始時期:令和4年7月終了時期:令和6年4月

## ⑤Y'S 商会

代表者: 下地 靖彰

所在地: 沖縄県豊見城市与根12-7

申請日: 令和4年6月23日 新事業活動計画の実施期間

開始時期:令和4年7月 終了時期:令和4年10月

### (本発表資料のお問合せ先)

製造産業局生活製品課長 田上

担当者:前場、船渡、宮里

電話:03-3501-1511(内線 3861)

03-3501-0969(直通)

03-3501-0316(FAX)